

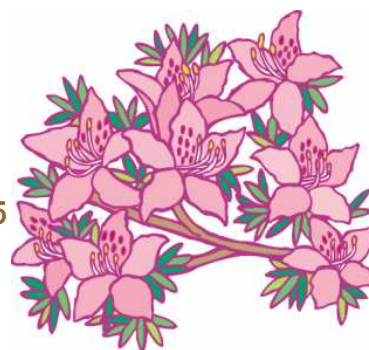
社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中！是非ご覧ください！ <http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

成 26 年 5 月号

D プロニュース



ご連絡先：〒231-0012 横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル5

電話：045-226-5482

FAX：045-226-5483

e-mail：info@d-produce.com

ホームページ：<http://www.d-produce.com/>

今年度の「是正指導・勧告」のポイントとは？

◆前年度の申告事案の概要(東京都)

平成 25 年における東京労働局管内の労働基準監督署に対する申告(違反事実の通告)事案の概要が公表されました。

[申告事案件数]

申告受理件数は、過去 10 年で最少の 5,051 件まで減少(対前年比: ▲592 件、▲10.5%)しましたが、依然として労働基準法に定める最低労働基準の確保に問題が多く認められます。

[申告内容]

賃金不払と解雇が全体の多くを占め、賃金不払が 4,210 件(同: ▲533 件、▲11.2%)、解雇が 830 件(同: ▲93 件、▲10.1%)でした。

[業種別件数]

上位から、「商業」(1,232 件)、「接客・娯楽業」(1,031 件)、「その他の事業」(938 件)でした。

東京労働局では、今後の対応として、申告事案については、労働基準法等に違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めているものであることから、引き続き申告・相談者が置かれた状況に配慮のうえ、迅速・的確に処理を行うとしています。

◆是正指導・勧告のポイントとは？

このような状況を受け、東京労働局の平成 26 年度行政運営方針では、賃金不払や解雇等の申告事案について、優先的に監督指導等を実施するとしています。

また、労働条件の確保として、有期契約労働については労働契約締結時の「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」の明示、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づく雇止めの予告等について厳しくチェックを行うようです。

また、労働者派遣法の改正に伴い、派遣元・派遣先・職業紹介事業者等に対し、厳正な指導監督を実施するとしています。内容は「日雇派遣の原則禁止」や「マージン率等の情報提供の義務化」、「関係派遣先への派遣割合制限」等が中心のようです。

自社の対応状況について、改めて確認をしておきましょう。

中小企業における「賃金」と「雇用」の状況は？

◆中小企業のほうが賃金改善に前向き？

帝国データバンクが発表した「2014 年度の賃金動向に関する企業の意識調査」の結果によると、賃金改善を見込んでいる企業の割合は 46.4%(前年度比 7.1 ポイント増)で、2006 年の調査開始以降、最高の見通しとなったそうです。

賃金改善が「ある(見込みを含む)」と回答した割合は、意外にも大企業よりも中小企業のほうが高く、47.6%でした。

改善内容については、「ベースアップ」(34.0%)、「賞与(一時金)」(27.8%)が上位を占めましたが、こちらも中小企業のほうが割合は高

く、「ベースアップ」(35.5%)、「賞与(一時金)」(28.2%)となりました。

◆3社に1社は給与水準アップ

また、日本政策金融公庫総合研究所が行った「全国中小企業動向調査」の結果では、正社員の給与水準(2013年12月時点)を前年同月と比較し、「ほとんど変わらない」と回答した企業の割合が64.2%で最も多かったのですが、「上昇した」と答えた企業の割合も34.1%ありました。

賞与についても、「ほとんど変わらない」と回答した企業の割合が56.0%で最も高かったのですが、「増加」と答えた企業も29.3%ありました。

賃金総額(2013年12月時点)の前年同月比は、「増加」と答えた企業の割合が46.0%、「ほとんど変わらない」が43.8%でした。

◆約3割の企業で正社員が増加

次に、従業員数(2013年12月時点)の前年同月比は、正社員では「変わらない」と答えた企業の割合が51.4%、「増加」と答えた企業の割合は31.5%でした。

正社員が増加した理由を見ると、「将来の人手不足に備えるため」が47.3%でトップ、「受注・販売が増加したため」(36.3%)、「受注・販売が今後増加する見通しのため」(28.9%)が続きました。

一方、正社員が減少した理由については、「退職者・転職者があったが人員補充できなかったため」が64.6%でトップ、「受注・販売が減少したため」(17.2%)、「もともと人員が過剰だったため」(9.9%)が続いています。

詐欺罪に問われることも！ 助成金(両立支援助成金)の 不正受給事例

◆「不正受給」に該当するケースとは？

助成金の支給申請に際して、事実通りに申請してしまうと助成金を受給できなかつたり、期待した額の助成金を受給できなかつたりするため、存在しない書類や実態と異なる書類を作成・提

出して助成金を受給しようとすることは「不正受給」に当たります。

実際に助成金を受給しない場合であっても、申請するだけで不正受給になるため注意が必要です。

以下では、厚生労働省から発表されている「両立支援助成金」の不正受給事例をご紹介します。

◆不正受給事例(1)

事業主Aは、助成金の申請にあたり「事業所内保育施設の建設に要した費用の領収書の写し」の提出が必要でしたが、助成金に詳しい外部者から「他の事業主はみんなこのようにかしこくやっている」と助言を受け、建設会社に依頼して実際に支払った金額よりも高額な額面の領収書を発行してもらい、本来受給できる金額より多額の助成金の支給を受けました。

後日、会計検査院の調査において不正の事実が判明して指摘を受けたため、事業主Aは助成金を全額返還するとともに、雇用関係助成金の3年間の支給停止決定を受けました。

さらに、労働局により詐欺罪(刑法246条:10年以下の懲役)で刑事告発され、警察の捜査を受けて書類送検されました。

◆不正受給事例(2)

事業主Bは、助成金の申請にあたり「対象労働者の出勤簿の写し」の提出が必要でしたが、もともと出勤簿を作成していませんでした。

このため、助成金に詳しい外部者が出勤簿を作成し、その写しを添付して支給申請しましたが、記載内容が実際の出勤状況と違うことが判明したため、事業主Bの助成金は不支給となり、雇用関係助成金の3年間の支給停止決定を受けました。

5月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

6月2日

- 軽自動車税の納付[市区町村]
- 自動車税の納付[都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

編集後記

皆様おはようございます。社会保険労務士法人 D・プロデュースの越石です。

ゴールデンウィークは、どのように過ごされましたか？磯遊び、潮干狩りやタケノコ狩りなどの定番の過ごし方も魅力的ですが、我が家は、山梨県韮崎市にある田舎のお墓参りを兼ねて山梨県北杜市にあるオートキャンプ場で 2 日間過ごしました。あっとキャンプも定番ですかね。

大自然に囲まれる生活も中々良いものですね。普段は、ゲームや DVD 鑑賞で時間を過ごすことが多い小1、幼稚園の娘たちも川遊びや魚釣りに興奮気味。こんな大声が出せるのかとびっくりしたほど！特に魚釣りは、好評でした。ニジマスを自分で釣りあげ、その生きたままの元気の良さに悪戦苦闘しながらも慣れない手つきではらわたやうろこをとったりと、魚さばきの初体験！そして自分で釣った魚に目印をつけ、塩焼きで美味しく頂きました。子供たちの食いしん坊口に

は、久々に笑わせてもらいました。

夜は、テントの中で定番のトランプ大会。ババ抜きとジジ抜きでしか遊びませんでした。普段ではババ抜きなどで盛り上がることなど考えられませんよね。でもこれがキャンプワールドなのでしょう？何故かランタンを灯しながらのテントの中でのトランプは大盛り上がり。たかがトランプでしたが、笑い、泣き、喜び、感動が一杯のひと時でした。

子供たちはもう一つ嬉しいことがあったようです。それは、キャンプ場に埼玉県から来ているお友達ができたと。普段では出会うことのない見ず知らずの子供たちが意気投合している姿は、なんだか懐かしい感じがしました。

意気投合の最中は気にもしませんでした。別れの時には一大事。お互いの子供たちが「帰りたくないー、まだ遊びたいー、ここにずっと住むー！」の連呼。会って一日で大親友の様相です。

そこで、困り果てた親同士で住所や連絡先を交換してまた夏に同じキャンプ場で日程を合わせて再開を約束しました。子供たちも泣き叫んで獲得した「再開の約束」には納得できたようで、素直にお別れができました。本当に再開が実現できるかどうかは、お互いの都合があるので正直わかりませんが、このような出会いもキャンプの醍醐味なのではないでしょうか。

さて、新年度に入って 1 か月。ゴールデンウィーク明けは、5 月病に要注意です。心身ともにリラックスが大事！体調を整えがんばってまいりましょう！5 月病かなって思ったらキャンプがお勧めです。新しい発見がきっとあるはず！！！！明日への活力があふれ出で来ること間違いなし(笑)